

寄附金控除申告特例申請について

この度は、いなべ市へ御寄附をいただき、誠にありがとうございます。

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をお送りします。寄附金控除申告特例申請を御希望の場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例書」と「ワンストップ特例申請書の添付書類貼付台紙」を2025年1月10日までに提出してください。

なお、申請書を提出後、住所等に変更があった場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出していただく必要があります。その場合は届出用紙を送付させていただきますので、下記へ連絡をお願いします。

税控除に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村の住民税担当課までお願いします。

《ご注意事項》

1 ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

(1)医療費控除の申告などのために確定申告をした、または住民税の申告をした

(2)6団体以上にワンストップ特例を申請した

(3)2025年1月1日の住所地が申告書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届け出が出されていない

※ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、2025年1月10日までにいなべ市役所に届け出れば特例が適用されます。

2 ワンストップ特例が適用されなくなった方がふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

事務担当

〒511-0498

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市 農林商工部 商工観光課

電話番号：0594-86-7833

F A X：0594-86-7869

記入例

※赤字で記載してある箇所を全て記入してください。

令和 6 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

↓提出日を記入してください。

令和 6 年 1 月 10 日 いなべ市長 殿		整理番号	↓フリガナを記入してください。				
住所	三重県いなべ市北勢町 阿下喜31番地	フリガナ	イナベ タロウ				
		氏名	員弁 太郎				
電話番号	090-****-****	個人番号	0000	0000	0000	0000	0000
		生年月日	明・大・昭 平・令	11・11・11			

日中つながるお電話番号をご記入ください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附金受領証明書に記載してある寄附金受領日を記入してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 6 年 1 月 5 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

今年分の確定申告をしない方は✓

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

今年分のふるさと納税をした自治体が5自治体以内の方は✓

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

寄附者様ご自身の住所及び氏名をご記入ください。

令和 6 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住所	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地	受付日付印
氏名	員弁 太郎 殿	

受付団体名	いなべ市
-------	------

申告特例申請書添付書類 貼付台紙

マイナンバーカードをお持ちの方

個人番号の確認
<p style="text-align: center;">【裏面貼付】</p> <p style="text-align: center;">※12桁の番号が表記されている面 ※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>

本人の確認
<p style="text-align: center;">【表面貼付】</p> <p style="text-align: center;">※顔写真のある面 ※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>

マイナンバーカードをお持ちでない方

※顔写真入りの証明書もしくは顔写真無しの身分証明書の場合は2種類の書類の写しが必要です。

個人番号の確認
<p style="text-align: center;">【通知カードの写し貼付】</p> <p style="text-align: center;">※住所等変更の記載がある場合には、 その面の写しを下の枠内に貼付ください。 ※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>
<p style="text-align: center;">【住所等変更の記載のある面貼付】</p> <p style="text-align: center;">※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>

本人の確認
<p style="text-align: center;">【顔写真入り身分証明書の写し貼付】 または 【顔写真無しの身分証明書の写し①】 (氏名、生年月日、住所が記載されているもの)</p> <p style="text-align: center;">※住所等変更の記載がある場合には、 その面の写しを下の枠内に貼付ください。 ※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>
<p style="text-align: center;">【住所等変更の記載のある面貼付】</p> <p style="text-align: center;">※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>
<p style="text-align: center;">【顔写真無しの身分証明書の写し①】 (氏名、生年月日、住所が記載されているもの)</p> <p style="text-align: center;">※本枠内大きさに切り取り、貼付ください。</p>

【住民票(個人番号付き)の写し】は、左端に寄せて貼付

上記貼付書類の住所は、「申告特例申請書」に記載の住所と一致する必要があります。